

北中城村 産後ケア事業 実施施設一覧

別添1
R7.10月時点

実施施設	実施サービス				利用料金			
	住所・TEL	宿泊型	日帰り型		訪問型	宿泊型	日帰り型 (6時間)	日帰り型 (3時間)
沖縄県助産師会 母子未来センター 沖縄市中央4丁目15番12号 TEL:098-938-1103	○ 生後4か月 まで	○ 生後4か月 まで	○ 生後11か月 まで	委託料総額	44,000円	24,000円	11,000円	12,000円
				自己負担額	1,900円 ※(2,500円)	0円 ※(2,400円)	0円 ※(1,100円)	0円 ※(1,200円)
ゆいクリニック 沖縄市登川2444番地3 TEL:098-989-3801	○ 生後6か月 まで	○ 生後11か月 まで	－	委託料総額	38,050円	23,350円	12,000円	－
				自己負担額	1,305円 ※(2,500円)	0円 ※(2,335円)	0円 ※(1,200円)	－
助産院 パビヨン 宜野湾市真栄原3-13-21 TEL:090-1949-4113	○ 生後11か月 まで	○ 生後11か月 まで	○ 生後11か月 まで	委託料総額	44,250円	35,000円	12,000円	－
				自己負担額	1,925円 ※(2,500円)	1,000円 ※(2,500円)	0円 ※(1,200円)	－
zeroplace 浦添市牧港1339番地 田中ビル2階 TEL：050-1751-9354	－	○ 生後11か月 まで	－	委託料総額	－	24,250円	14,000円	－
				自己負担額	－	0円 ※(2,425円)	0円 ※(1,400円)	－
cotonowa 北中城村字仲順275番地 T103 TEL:098-975-6557	－	○ 生後11か月 まで	○ 生後11か月 まで	委託料総額	－	22,200円	12,000円	14,000円
				自己負担額	－	0円 ※(2,220円)	0円 ※(1,200円)	0円 ※(1,400円)
あゆず*助産院 沖縄市園田1丁目6番15号 TEL：080-4289-1248	－	○ 生後11ヶ月 まで	○ 生後11ヶ月 まで	委託料総額	－	24,000円	14,000円	13,000円
				自己負担額	－	0円 ※(2,400円)	0円 ※(1,400円)	0円 ※(1,300円)
みねた助産院 沖縄市知花1丁目25番3号 コーポARAKAKI311 TEL：080-3469-5476	－	－	○ 生後11ヶ月 まで	委託料総額	－	－	－	20,000円
				自己負担額	－	－	－	0円 ※(2,000円)
海の音助産院 沖縄市山内3丁目13番6号 右 TEL：080-8570-0175	○ 生後11ヶ月 まで	○ 生後11ヶ月 まで	○ 生後11ヶ月 まで	委託料総額	52,000円	24,000円	13,000円	14,000円
				自己負担額	2,700円 ※(2,500円)	0円 ※(2,400円)	0円 ※(1,300円)	0円 ※(1,400円)
うえむら病院 中城村字南上原803-3 TEL：098-895-3535	○ 生後2ヶ月 まで	－	－	委託料総額	55,000円	－	－	－
				自己負担額	3,000円 ※(2,500円)	－	－	－
沖縄こころ助産院 北谷町字桑江469-8 1F TEL：080-393-1556	－	○ 生後11ヶ月 まで	○ 生後11ヶ月 まで	委託料総額	－	25,000円	18,000円	20,000円
				自己負担額	－	0円 ※(2,500円)	0円 ※(1,800円)	0円 ※(2,000円)
助産院ちゅら 宜野湾市真志喜3-26-11 TEL：090-7980-1331		○ 生後11ヶ月 まで	○ 生後11ヶ月 まで	委託料総額	－	－	12,000円	1,400円
				自己負担額	－	－	0円 ※(1,200円)	0円 ※(1,400円)
かみや母と子のクリニック 糸満市阿波根1552-2 TEL：098-995-3511	○ 生後8か月 まで	○ 生後8ヶ月 まで	○ 生後8ヶ月 まで	委託料総額	76,000円	28,600円	14,200円	－
				自己負担額	5,100円 ※(2,500円)	360円 ※(2,500円)	0円 ※(1,420円)	－

<利用者遵守事項>

1.産後ケア事業は、利用サービスの種類と世帯の課税状況により、自己負担額がかかります。令和6年4月より利用料の減免が始まりました。
※住民税課税世帯は1回につき、各施設が定める金額の10%から2,500円を上限として()内の自己負担額を減免します。
※食事代は別途お支払いください。(施設によって金額が異なります。)
※多胎児加算額は村が負担します。
※村民税非課税世帯、生活保護世帯は、利用料金が免除になります。
※自己負担額は、年度によって変更となる場合があります。

2.北中城村が住民基本台帳等による世帯状況及び所得状況について調査することがあります。

3.ご自身で、利用施設等へ産後ケア利用希望日の3日前までに予約を行ってください。

4.利用中は、利用施設の規則及び指示事項を遵守してください。

5.利用料(自己負担額)は、利用施設に直接お支払いください。

6.利用の変更又は中止をする場合は、利用予定日の2日前の17時までにサービス提供施設へ連絡をお願いします。なお、連絡がない場合や
前日若しくは当日に変更又は中止した場合には、キャンセル料が発生するとともに、サービスを1回利用したものとみなします。

7.サービスを利用する際には、【北中城村産後ケア事業承認通知書(利用券)】を利用施設に提示してください。